

相続した車の売却 必要書類チェックリスト

相続した車を売却するときに必要な書類を、普通車・軽自動車の2列でまとめました。印刷してチェックしながらご準備ください。一般的な必要書類のため、状況によって追加書類を求められる場合があります。

【表】相続した車の売却 必要書類チェックリスト

書類|普通車|軽自動車|入手先|目安日数・費用

自動車検査証（車検証）|☐ 必要|☐ 必要|車内（グローブボックスなど）に保管されていることが多い|すぐ（見当たらない場合は再発行が必要）

遺産分割協議書|☐ 必要（相続人全員の実印押印）|－ 原則不要|このページのひな形で作成できます|押印集めに数日～2週間程度

戸籍謄本など（死亡の事実と相続人全員がわかるもの）|☐ 必要|☐ 必要（死亡と相続関係がわかるもの）|市区町村役場（2024年3月から本籍地以外の窓口でも取得できる広域交付あり。郵送請求も可）|窓口は即日、郵送は1～2週間程度／戸籍謄本450円・除籍謄本等750円

印鑑証明書（車を取得する相続人のもの）|☐ 必要（発行後3ヶ月以内とされるのが一般的）|－ 原則不要|役場窓口・コンビニ交付|即日／300円前後（自治体により異なります）

住民票（新しい所有者のもの）|－ 原則不要|☐ 必要（印鑑証明書でも可とされるのが一般的）|役場窓口・コンビニ交付|即日／300円前後

実印|☐ 必要|－ 認印で可とされるのが一般的|－|－

車庫証明書|☐ 必要な場合あり（※1）|－ 地域により届出のみ|車を使用する本拠地を管轄する警察署|申請から3日～1週間程度／2,000～2,300円程度（都道府県により異なります）

自賠責保険証明書|☐ 必要|☐ 必要|車検証と一緒に保管されていることが多い|すぐ

リサイクル券（預託証明書）|☐ あれば用意|☐ あれば用意|車検証と一緒に保管されていることが多い|すぐ

譲渡証明書・委任状|☐ 買取店が書式を用意することが多い|☐ 同左|買取店|－

※1 車庫証明：同居のご家族が相続する場合など、車の保管場所が変わらないときは不要とされるのが一般的です。売却する場合も省略できるケースがありますので、個別の状況は当社または管轄の警察署にご確認ください。

手数料の目安

- ・普通車の移転登録（名義変更）：登録手数料500円
- ・ナンバープレートの変更が必要な場合：約1,500～2,000円
- ・軽自動車の名義変更：軽自動車検査協会での手続きは手数料無料

書類がそろわないときは

車検証が見つからない、相続人と連絡が取れないなど、書類がそろわないケースでも売却をあきらめる必要はありません。相続車の窓口では、必要書類のご案内から名義変更のサポートまで無料で対応しています（査定無料・出張引き取り無料・減額なし）。まずは電話・LINE・お問い合わせフォームからお気軽にご相談ください。

提供: 相続車の窓口（有限会社グランベリー）／行政書士有資格者監修 | <https://souzokusha-madoguchi.com/> | 本書式の提供は法的助言ではありません。個別のケースは専門家にご確認ください。